

# 平成22年度 消費者庁関係予算及び機構定員要求の概要

平成21年9月 消費者庁

## 【要求のポイント】

消費者庁の22年度予算及び機構定員要求については、「消費者事故情報等の集約・分析・発信機能の強化」「消費者の自立のための基盤整備」「消費者利益を守るための厳正な法執行等の推進」を柱に、

○概算要求額 103億円(前年度比15%増)

○定員17名の増員(新規・振替)等※(発足時定員202名)

を要求。※注 振替要求の財源は今後調整。

## 【主要項目の内訳】

### 消費者事故情報等の 集約・分析・発信機能の強化

10億円(156.8%増)

#### ○消費者事故の原因究明体制の拡充

外部の専門調査機関の活用、専門人材の登用を拡大し、消費者事故の迅速かつ適確な原因究明など消費者庁の「司令塔機能」の基盤を強化。

#### ○事故情報の収集能力強化

事故発生時の状況などの詳細情報の収集を行うため、医療機関とのネットワークづくりを推進。

#### ○分析結果等の国民への発信体制の強化

消費者事故等について一元的に集約した情報及びその分析の結果について、消費者への注意喚起情報の迅速な発出や国会への報告等、情報発信体制を強化。

### 消費者の自立のための基盤整備 (消費者教育、被害者救済等)

2億円(174.1%増)

#### ○消費者教育・消費者市民教育推進モデル事業の全国展開

消費者教育の推進。多様な主体の連携の下、消費者団体が地域の実情に即した消費者教育を行うモデル事業を全国で展開。

#### ○被害者救済制度の検討のための調査

加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度を検討する一環として、諸外国の関連制度の詳細について調査。

#### ○適格消費者団体等の活動資金確保

消費者全体の利益を擁護するための活動を行う適格消費者団体等が自主的に活動資金を確保する方策について、諸外国の実例等を参考に調査・開発。

### 消費者利益を守るための 厳正な法執行等の推進

15億円(3.9%増)

#### ○厳正な法執行等の推進

消費者安全法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、個人情報保護法など消費者庁が所管する法律について、消費者の利益を守るための必要な企画立案及び厳正な法執行を実施。

#### ○適正な食品表示の確保

遺伝子組換え食品やアレルギー物質の検知法を開発。

#### ○消費者政策に関する国際連携の強化

食品や製品による国境を越えた消費者被害への対応が増加している状況に鑑み、アジア各国などと消費者政策における国際連携を強化。

※注 22年度予算要求とは別途、国会における議論等を踏まえ、平成20年度及び21年度補正予算で措置された地方消費者行政活性化基金等の地方支援(総額350億円)を弾力的に執行することなどによって、今後3年程度の「集中育成・強化期間」において、地方消費者行政の強化を図る。